

令和6年広審第18号

裁 決

引船A引船列乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年11月20日08時00分

愛媛県壬生川港

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

台船B

総 ト ン 数 19トン

全 長 19.00メートル

65.0メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 896キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成27年3月に進水し、船体中央部やや前方に上層を操舵室とした2層の甲板室及び船尾甲板にえい航装置を設けた2機2軸の鋼製引船兼作業船で、操舵室中央に舵輪を、左舷側にレーダー、GPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備していた。

(2) 壬生川港等

壬生川港は、愛媛県今治港の東南東方約7海里に位置し、東地区と西地区があり、東地区の泊地に至る水路（以下「東水路」という。）は、幅約150メートル、水深7メートルないし7.5メートルで、左舷標識である東予港壬生川第1号灯浮標（以下、灯浮標の名称については「東予港壬生川」の冠称を省略する。）及び第3号灯浮標、右舷標識である第2号灯浮標及び第4号灯浮標が配置され、東水路の外側の水深は約3メートルで、第3号灯浮標の東側には水深2メートル以下の浅所（以下「3号灯浮標東側浅所」という。）が拡延しており、AのGPSプロッターには水深2メートルの等深線が赤色で表示されていた。

また、着岸予定の機械工場の岸壁（以下「西岸壁」という。）は、東地区の北東端で、壬生川港壬生川東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から146度（真方位、以下同じ。）1.09海里に位置し、岸壁法線が277度長さ約100メートルの岸壁であった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、船首1.6メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、空船のまま、船首尾とも0.3メー

トルの喫水となった非自航式鋼製台船Bを、船尾から出した合成繊維製えい航索でえい航し、令和5年11月20日06時50分愛媛県新居浜港を発し、壬生川港に向かった。

ところで、a受審人は、08時00分に台船を西岸壁に左舷着けよう指定されていたものの、同岸壁に着岸するのが初めてで、台船の左舷側を着岸するため、壬生川港北方沖合でえい航索を離れた後、横抱き状態として東水路を南下し、西岸壁から約30メートルのところで約90度右回頭して着岸する計画を立てていた。

a受審人は、07時35分壬生川港北方沖合でえい航索を離し、台船の右舷船尾にAの左舷を着け、台船の後端から後方にAの船尾が約6メートル突出する横抱き状態とし、台船前端からA船尾端までの長さが約71メートルとなった引船列（以下「A引船列」という。）を構成して東水路に入航し、07時46分少し前東防波堤灯台から080度1.03海里の地点で、針路を208度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、着岸時間を短縮するため、針路を西岸壁に向けて接近することを考え、07時57分少し過ぎ東防波堤灯台から125.5度1,520メートルの地点で、針路を西岸壁に向く191度に転じた。

a受審人は、針路を転じたとき、3号灯浮標東側浅所まで350メートルとなり、その後同浅所に向首接近する状況となったが、西岸壁との相対距離を目測することに気をとられ、GPSプロッターで3号灯浮標東側浅所との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、3号灯浮標東側浅所に向首したまま続航し、08時

00分東防波堤灯台から136.5度1,690メートルの地点において、A引船列は、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、船底外板に擦過傷及びプロペラ翼に曲損を生じたが、自力離礁して西岸壁に着岸し、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、壬生川港において、東地区の西岸壁に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、3号灯浮標東側浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、壬生川港において、東地区の西岸壁に向けて航行する場合、3号灯浮標東側浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで3号灯浮標東側浅所との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、西岸壁との相対距離を目測することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、3号灯浮標東側浅所に向首接近する状況に気付かないまま進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月13日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾